省令

○総務省令第七十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十五日

総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の十第二項中「又はH三E電波」を削る。

第四十五条の十二の五中「パルス対数制御の」を「パルス対の数を制御する」に改め、同条第一項第一号ハ中「見通し距離が三七〇・四キロメートル以内において、その」を「測定」に、「三パーセント又は〇・九キロメートル」を「〇・二五パーセント又は〇・三一五キロメートル」に改め、「（地上DME又は地上タカンにおける許容誤差を含む。）」を削り、同項第二号ハの表感度の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「場合において」の下に「、有効通達距離が五六キロメートル以下のものの受信装置にあつては、応答率が七〇パーセントとなるときの質問信号の尖頭電力が（一）八三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。」を加え、同表一信号選択度の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「（±）九〇〇kHz」の下に「の範囲外」を加え、「（一）一二デシベル」を「（一）二五デシベル（ＩＬＳ又はＭＬＳの無線設備と組み合わせて使用する場合にあつては（一）一二デシベル）」に改め、同表内部雑音により発射されるランダム・パルス対数の項を次のように改める。

内部雑音により発射されるランダム・パルス対の数	空中線の絶対利得が四デシベル、給電線の損失が三デシベルの場合において、有効通達距離が五六キロメートルを超えるものの受信装置にあつては（一）九三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、有効通達距離が五六キロメートル以下のものの受信装置にあつては（一）八三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の尖頭電力の質問信号が入力され、送信装置が発射することができるパルス対の最大数の九〇パーセントに相当する数の応答信号のパルス対を発射するとき、当該最大数の五パーセント以下であること。

第四十五条の十二の五第一項第二号ハの表デコーダの特性の項中「受信装置の最大感度の点より七五デシベル高い強度」を「減衰量の項に規定する尖頭電力」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「ランダム・パルス対数」を「ランダム・パルス対の数」に改め、同項第二号ハの表感度の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「、一ミリワットを〇デシベルとしたとき」を削り、「（一）七六デシベル」の下に「（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を、「（一）六五デシベル」の下に「（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を加え、同表一信号選択度における減衰量の項中「空中線の利得」を「空中線の絶対利得」に改め、「（±）九〇〇kHz」の下に「の範囲外」を加え、同表内部雑音により発射されるランダム・パルス対数の項を次のように改める。

内部雑音により発射されるランダム・パルス対の数	空中線の絶対利得が四デシベル、給電線の損失が三デシベルの場合において、ＩＡモードにあつては（一）七六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、ＦＡモードにあつては（一）六五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の尖頭電力の質問信号が入力され、送信装置が発射することができるパルス対の最大数の九〇パーセントに相当する数の応答信号のパルス対を発射するとき、当該最大数の五パーセント以下であること。

第四十五条の十二の六第三号ハ⑵の表エコー抑圧の特性の項中「最大感度」の下に「から三デシベル以内」を加える。

第四十五条の十二の八第一号ハ中「誤差が」を「誤差は、仰角が〇度以上四〇度以下の範囲において、」に改め、同条第二号の表主搬送波の項中

「

変調度	次に掲げる仰角の区別に従い、変調信号の項の各変調信号ごとに、それぞれ次のとおりであること。 一　仰角が五度以下 二八パーセント以上三二パーセント以下 二　仰角が五度を超え六〇度以下 二五パーセント以上三五パーセント以下

」を

「

変調度	次に掲げる範囲の区別に従い、それぞれ次のとおりであること。 一　仰角が五度以下の範囲 イ　標準ＶＯＲ (1)　基準位相信号によつて周波数変調された副搬送波によるもの　二〇パーセント以上五五パーセント以下 (2)　可変位相信号によるもの　二五パーセント以上三五パーセント以下 ロ　ドップラＶＯＲ (1)　基準位相信号によるもの　二五パーセント以上三五パーセント以下 (2)　可変位相信号によつて周波数変調された副搬送波によるもの　二〇パーセント以上五五パーセント以下 二　仰角が五度を超える範囲 変調信号の項の各変調信号によるもの　二八パーセント以上三二パーセント以下

」に

改め、同表変調指数の項を次のように改める。

変調指数	一　標準ＶＯＲ　一五以上一七以下 二　ドップラＶＯＲ イ　仰角が五度以下の範囲　一五以上一七以下 ロ　仰角が五度を超え四〇度以下の範囲　一一以上一七以下

第四十五条の十二の十一中「別図第十八号の二」を「別図第七号」に改め、同条第一号イ⑵中「場合において」の下に「、空中線が四分の一波長の単一型であつて、かつ」を加え、同号ロ⑴中「四分の一波長空中線」を「空中線が四分の一波長の単一型」に改め、同条第二号イ⑵中「場合において」の下に「、空中線が四分の一波長の単一型であつて、かつ」を加える。

別図第七号中「ＳＳＲが送信する」を「ＳＳＲ及びＡＣＡＳが送信する」に、「第45条の12の６」の次に「及び第45条の12の11」を加え、同図２中「0.2μs」を「0.18μs」に、「0.15μs」を「0.10μs」に、